

大阪地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

大阪地区においては、令和 5 年 5 月 3 1 日からタクシー運賃の改定を実施しましたが、これによる改定後 6 カ月間におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

160 社

(ただし、事業譲渡した事業者等 10 社は除外する。)

2 全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

18.58%

3 支給率の変動状況の分布

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
83 社	29 社	18 社	6 社	8 社	2 社	4 社	150 社

4 その他

(1) 労働者負担の軽減 . . . 詳細は別記のとおり

- ・労働者負担の全てを廃止した事業者数 (1 社)
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 (3 社)
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 (7 社)
- ・一切変更のない事業者 (44 社)

(2) 手当類の創設・拡充 . . . 詳細は別記のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 (1 社)

(3) その他

- ・労働時間の短縮をした事業者数 (6 社)

○全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算出によって算出された率とする。

(算式)

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後 6 カ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る運賃改定実施後 6 カ月間の総乗務時間数}} \div \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$

(期間) 令和 5 年 6 月～令和 5 年 1 1 月と前年同期の 6 カ月間

1 労働者負担の軽減

(1) 廃止された労働者負担

- ・アプリ配車使用料 2社
- ・AT車両使用料 1社
- ・無線協力金 1社

(2) 軽減された労働者負担

- ・帰路高速料金 6社
- ・チケット手数料 1社

2 手当類の創設・拡充

(1) 新設された手当類

- ・無事故手当及び過労運転防止手当 1社